

平成 2 6 年 度
監 査 結 果 報 告 書
(前 期 定 期 監 査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書		
監報第 2 号	1
協働のまちづくり部		
監報第 3 号	7
都市整備部		
監報第 4 号	11
土木部		
意見	21

監 報 第 2 号

平成26年8月11日

東大阪市監査委員 森 田 正 美

同 牧 直 樹

同 浜 正 幸

同 山 崎 毅 海

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

協働のまちづくり部 市民協働室、地域コミュニティ支援室、NPO・市民活動支援課

2 監査の実施期間

平成26年5月14日から平成26年8月11日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に、平成26年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成26年度の定期監査の重点項目として定めた ①現金管理 ②契約事務 ③補助金の執行 ④未収金対策 の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

市民協働室

1 使用料の還付事務について

7か所ある市民プラザについては、使用日の3か月前から使用許可の申請ができ、使用する必要がなくなったときは、使用中の届出を使用の日の7日前までに行った場合に5割相当額の使用料を還付することができる。

ところで、平成25年3月に使用申し込みしたもので、5月末までに還付が生じたものについては、出納整理期間中であることから平成24年度の歳入により還付されるが、平成25

年度の歳出予算により還付しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 支出事務の委託について

市民プラザの使用料について、リージョンセンター条例第9条で「既納の使用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。」と定められており、市民プラザ使用料徴収還付事務委託契約に基づき、指定管理者において還付している。

ところで、その還付資金については、会計管理者より支払われた資金を、資金前渡職員が受領し指定管理者に預け、その資金により還付を行っている。

しかしながら、資金前渡職員は、自ら正当債主に対して支払いを行う必要があり、その資金をもって私人に支出事務の委託をすることはできない。

適正な事務処理をされたい。

地域コミュニティ支援室

1 補助金の交付事務について

当室では、市内の犯罪の誘発及び事故防止を図るため、自治会が行う防犯灯の設置費について、補助することにより明るいまちづくりに寄与することを目的として、防犯灯設置費補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後30日以内に防犯灯設置費補助金実績報告書（様式第10）を市長に提出しなければならないが、同報告書の提出が遅れているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 契約事務について

当室では、防犯活動を保持し安全・安心で明るいまちづくりを推進するため、東大阪市防犯連絡協議会（以下「協議会」という。）と防犯活動業務委託契約を締結している。

ところで、委託契約締結に際し協議会より見積書を徴しているが、委託料の積算根拠が明確に記載されていない。

適正な事務処理をされたい。

NPO・市民活動支援課

公民協働事業等助成金について

地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進することを目的として、地域市民プラザを拠点に本市と市民が協働して行う事業等に対してリージョンセンター公民協働事業等助成金（以下「助成金」という。）を交付している。

ところで、助成金交付事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- 1 助成金交付要綱第9条は、「～実績報告書（様式第4）に収支状況および実績内容が確認できる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。」と定めているが、関係書類に領収書が含まれていない。

領収書による内容確認をされたい。

- 2 実績報告書に日付のないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- 3 収支報告書（決算書）の記載方法が誤っているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

監 報 第 3 号

平成26年8月11日

東大阪市監査委員 森 田 正 美

同 牧 直 樹

同 浜 正 幸

同 山 崎 毅 海

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

都市整備部 都市整備庶務課、都市づくり課、都市開発室、連続立体交差推進室、街路整備室

2 監査の実施期間

平成26年5月16日から平成26年8月11日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に、平成26年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成26年度の定期監査の重点項目として定めた ①現金管理 ②契約事務 ③補助金の執行 ④未収金対策 の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

街路整備室

契約事務について

契約締結に際し財務規則第112条第2項に基づき請書を徴しているが、契約締結起案が作成されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

監 報 第 4 号

平成26年8月11日

東大阪市監査委員 森 田 正 美

同 牧 直 樹

同 浜 正 幸

同 山 崎 毅 海

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

土木部 土木環境課、道路管理課、道路整備課、交通対策室、公園緑化室（みどり対策課、公園管理課（花園中央公園管理事務所を含む。）、公園整備課）、河川課

2 監査の実施期間

平成26年5月20日から平成26年8月11日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に、平成26年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成26年度の定期監査の重点項目として定めた ①現金管理 ②契約事務 ③補助金の執行 ④未収金対策 の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

土木環境課

1 道路の不法占用について

市が管理している道路で不法占用の苦情等が毎年度多数寄せられている。

平成25年度は78件の不法占用の苦情等があり、その処理状況は市の指導により自主的に撤去されたもの48件、市が撤去したもの8件、指導中のもの22件となっている。

道路環境の保持及び財産管理のうえからも、きめ細かい指導と厳正な措置を講じ道路の不

法占用の解消に努められたい。

2 放置自動車の処理について

道路上に長期に亘って放置されている自動車は、市民等からの通報やパトロールにより発見処理しており、その台数は年々減少傾向にある。

平成 25 年度中の放置自動車台数は、前年度からのものも含め 18 台となっている。

その処理状況は指導により自主的に撤去されたもの 5 台、市が撤去したもの 11 台、指導中未撤去のもの 2 台となっている。

町の美観や道路環境の保持のためにも、放置自動車の発生防止と解消に努められたい。

道路管理課

1 長期継続道路占用料の納期限について

道路占用許可を受け、道路上に電柱や看板等を設置している者から道路占用料徴収条例（以下「条例」という。）第 2 条に基づき占用料を徴収している。また、条例第 3 条第 1 項には、納期限は占用期間が 1 年以上の場合、初年度分は占用許可の日から 30 日以内、次年度以降の分については、当該年度はその年度の初日から 30 日以内と定められている。

ところで、次年度以降の分については、当該規定に基づき 4 月末日を納期限としているが、納期限内に納入していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 契約事務について

契約予定金額が委託料で 500 万円を超える施行起案については、調度課への合議が必要となっているが、合議されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

3 法定外公共物の占用許可事務について

法定外公共物管理条例第 5 条で、法定外公共物の敷地内の占用許可を受け、占用できる期間は 5 年以内とする、ただし 5 年以内の期間を定めてこれを更新することができる、と規定している。

ところで、許可期間が過ぎた後に更新の申請が行われているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

4 郵便切手の管理について

消費税の引き上げにより、平成 26 年 4 月 1 日より郵便料金が値上げされ 2 円切手が必要となったため、当課が所有している切手により交換手数料を支払って交換しているものが見受けられた。

資金前渡による購入など適正な取り扱いをされたい。

道路整備課

1 私道舗装について

私道の舗装を促進し、市民の生活環境の改善に寄与するため、市内における私道の舗装工事に関し必要な事項を、私道舗装規則で定めている。

ところで、舗装の申請があったときは、これについて審査及び調査等を行い、工事施行又は不施行の決定をし、その旨を申請者に通知することを定めているが、書面での通知が行われていない。

適正な事務処理をされたい。

2 財産管理について

財産管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- 1 長瀬北 4 号線道路改良事業用地ほかの整備後の残地を、行政財産として管理しているが、財務規則第 140 条に定める公有財産台帳が備え付けられていない。

財務規則に基づき、公有財産の適正な管理に努められたい。

- 2 平成 7 年度より道路改良事業用地の残地を、行政財産の目的外使用許可等所要の手続きを経たのち地元自治会が使用し現在に至っている。

ところで、本来の行政目的が消滅したと考えられる財産を長期間管理していることについて検討されたい。

交通対策室

1 収納事務の委託について

自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則に基づく、放置自転車撤去等に係る業務

を東大阪市駐車場整備株式会社に委託している。

ところで、当該業務委託契約に係る仕様書で、返還自転車等があれば所定の手続きや確認の上で撤去保管費用を収納したのち返還すると定められており、地方自治法施行令第 158 条に基づく収納事務を行っているが、収納事務委託契約が締結されていない。

適正な事務処理をされたい。

2 支出事務の委託について

自転車駐車場の利用料について、自転車駐車場条例第 7 条で「既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。」と定められており、徴収事務及び還付事務委託契約に基づき、指定管理者において還付している。

ところで、その還付資金については、会計管理者より支払われた資金を、資金前渡職員が受領し指定管理者に預け、その資金により還付を行っている。

しかしながら、資金前渡職員は、自ら正当債主に対して支払いを行う必要があり、その資金をもって私人に支出事務の委託をすることはできない。

適正な事務処理をされたい。

3 指定管理の協定事務について

自転車駐車場の管理について、指定管理者と東大阪市立自転車駐車場の管理に関する協定を締結している。

ところで、協定書第 13 条「報告書の作成および提出」第 1 項に定めている月次報告書のうち、「(5) 管理経費の収支状況」について提出されていない。

また、同条第 2 項に定める、協定期間終了後 30 日以内に提出すべき事業報告書が監査時現在（平成 26 年 5 月 29 日）提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

4 公有財産台帳の備付けについて

行政財産として、自転車等の利用者の利便を図るための自転車駐車場及び撤去した放置自転車等の保管所の土地や建物を管理している。

ところで、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、当該管理に係る公有財産について、そ

の実態を明らかにしておかなければならないことが、財務規則第 140 条で定められているが、その公有財産台帳が備え付けられていない。

適正な事務処理をされたい。

みどり対策課

郵便切手の管理について

消費税の引き上げにより、平成 26 年 4 月 1 日より郵便料金が値上げされたが、1 円切手、2 円切手の保管がなく、本来の郵便料金よりも多額の切手を貼付して発送しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

公園管理課

1 公園使用料の出納事務について

都市公園条例第 13 条の規定により、スポーツ施設情報システム（以下「オーパス」という。）により施設利用を申請した場合における使用料は、後納させることができる。これにより、オーパスによる施設使用料は、申請者の利用実績に基づき、1 か月分をまとめ、口座振替の手法により、翌月に出納員名の預金口座に振込みしている。出納員は、当該預金口座から出金して市所定の納付書をもって市へ納付することとなっており、口座振替できなかつた場合は再度翌月に口座振替することとなっている。

ところで、利用者の預金口座から出納員名の預金口座への振込みが不能となった収入未済金が発生している。債権管理台帳により管理はなされているが、後日、納付書により納付されるまで調定されないため、収入未済金として計上されていない。

収入未済金として管理するよう検討されたい。

2 契約事務について

委託契約で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- 1 公園便所清掃等業務委託において、消費税及び地方消費税の算出に誤りが認められるものの。
- 2 契約締結起案で、随意契約理由が明記されていないもの。

- 3 委託契約書の契約保証金免除条項に誤りがあるもの。
- 4 契約予定金額が委託料で 500 万円を超える施行起案については、調度課への合議が必要となっているが、合議されていないもの。
- 5 委託契約書には、報告書は毎月の事業完了後速やかに提出すると規定されているが、2 か月分がまとめて報告されているもの。
- 6 委託業務の報告書が鉛筆書きされているもの。
- 7 当課では、一般財団法人東大阪市公園協会を指定管理者とし、東大阪市有料公園施設及び特定公園の管理に関する協定（以下「協定書」という。）を締結している。

協定書第 25 条では、除草、清掃業務及び警備業務を除く有料公園施設等の管理業務の全部又は一部の再委託を禁じており、書面による承認を得たときはこの限りではないもの、と定めている。

ところで、有料公園施設等の管理委託に関し、公園協会は再委託をしているが、起案・決裁による意思決定がなされておらず、書面による承認が行われていないもの。

3 公有財産台帳の記載について

行政財産である公園や管理事務所等を当課で管理しているが、管理事務所等について、記載事項の更新が行われていない。

平成 22 年度の定期監査でも指摘しているが、財務規則に基づき、公有財産の適切な管理に努められたい。

公園整備課

契約事務について

契約予定金額が委託料で 500 万円を超える施行起案については、調度課への合議が必要となっているが、合議されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

河川課

1 契約事務について

用排水路「2 号水路」・「3 号水路」の維持管理について、加美・巽・長瀬土地改良区（以下「改良区」という。）と委託契約を締結しているが、その契約事務で以下の留意すべき事

項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- 1 契約に際し改良区より見積書を徴していないもの。
- 2 委託契約書第 5 条において、委託費用の限度額が定められているが、改良区からの業務完了報告書に基づき確定契約を締結することなく、請求書により限度額分の支払を行っているもの。

2 公有財産台帳の備付けについて

当課所管の行政財産の一部について、貸付を行っている。

ところで、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、当該管理に係る公有財産について、その実態を明らかにしておかなければならないことが、財務規則第 140 条で定められているが、この貸付している行政財産について台帳が備え付けられていない。

適正な財産管理をされたい。

3 河川の台帳の備付けについて

河川法（以下「法」という。）第 12 条で「河川管理者は、その管理する河川の台帳を調整し、これを保管しなければならない。」と定められている。

また、準用河川について準用河川管理規則第 2 条で、「法第 12 条に規定する河川の台帳は、建設局土木部河川課において保管するものとする。」と規定している。

ところで、この河川の台帳が備え付けられていない。

河川の台帳を備え付けられたい。

意 見

今回の監査を通して、対象部局のみに留まらず全部局に関わる事項について、次のとおり意見を付する。

〈財産の有効活用について〉

行政財産において、その用途又は目的が消滅したと考えられる残地や遊休地について、長期間に亘って保有されているものが見受けられる。中には、行政財産の目的外使用を許可し活用されているものもあるが、元来行政財産は公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、その用途又は目的が消滅した場合には、普通財産として管理すべきである。

したがって、市の保有する残地や遊休地について、まずは行政財産として保有すべきかどうかの判断を行い、その上で、当該財産の有効活用策を検討することが必要である。

検討に当たっては、所管部局のみに判断を任せるのではなく、市としての基本的な考え方を示した上で、関係部局が連携して取り組まれない。